

支店の営業再開に関する公告

株式会社岩手銀行は、平成23年3月11日に発生した地震の影響により、臨時休業しておりました釜石支店の営業を、下記のとおり再開しましたので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 営業を再開した営業店および営業再開日
営業所の名称：釜石支店
営業所の所在地：釜石市鈴子町15番7号
営業再開日：平成23年4月7日
2. 再開した業務
支店における全窓口業務

以上

平成23年4月18日
岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社岩手銀行
取締役頭取 高橋 真裕